

**j s k株式会社 放課後等デイサービス
障害者権利擁護・虐待防止 対応規定**

第1章 総 則

(目的)

第1条 j s k株式会社が運営する事業の利用者に対する虐待防止を図るため、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止（以下「虐待防止」という。）と健全な支援を提供することを目的とする。

(虐待の定義)

第2条 この規定において「虐待」とは、職員が支援する利用者に対し、身体的、性的、心理的、放棄放任（ネグレクト）、経済的虐待の行為等とし、その他、管理者が虐待と認める行為や言動をいう。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族からの虐待の通報（疑いを含む）がある時は、「虐待発見時の通報ルート」に基づき、対応しなければならない。

- 2 職員は、その職務の性質上、障害者虐待を発見しやすいことから、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 職員は、虐待を発見した際は、虐待防止責任者に報告しなければならない。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第3項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(通報者の保護)

第5条 職員は前条第3項の規定による通報を行ったことを理由として、解雇、その他不利益な扱いを受けない。

第2章 障害者虐待防止対応

(障害者虐待防止対応体制)

第6条 本規定による虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止委員長、虐待防止責任者を設置する。

- 1 虐待防止委員長は代表取締役があたるものとする。
- 2 虐待防止責任者は児童発達支援管理責任者兼管理者があたるものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第7条 虐待防止責任者の職務は次の通りとする。なお、虐待防止責任者は「身体拘束適正化責任者」を兼ねることができる。

- ① 職員による虐待防止のための規定の制定及び遵守の確認
- ② 虐待防止委員会の開催
- ③ 倫理綱領遵守の徹底
- ④ 虐待発生時（不適切な身体拘束も含む）における、虐待内容及び原因の掌握、代表取締役への報告、市町村虐待防止センターへの通報
- ⑤ 虐待防止のための虐待通報者（当事者も含む）等との話し合い
- ⑥ 障害者虐待・権利擁護に関する研修計画策定及び実施
- ⑦ 虐待防止委員会での虐待解決策及び再発防止の協議
- ⑧ 虐待原因の改善状況について、被虐待者及び家族、虐待通報者（当事者も含む）、市町村虐待防止センターへの報告
- ⑨ 虐待再発防止対策の徹底を全職員へ指示
- ⑩ 通報者の保護に関する規定の整備
- ⑪ 職員のチェックリストの実施
- ⑫ ヒヤリハット事例の報告、分析
- ⑬ 利用者等からの虐待・不適切行為に関する通報や相談の受付
- ⑭ 職員からの虐待・不適切行為に関する通報や相談の受付
- ⑮ 虐待内容、利用者等からの意向の確認と記録

第3章 虐待防止及び解決

(虐待通報の受付)

第8条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」（様式1）による他、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 2 虐待防止責任者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報受付書」（様式2）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - ① 虐待の内容
 - ② 虐待通報者の要望
- 3 職員は、虐待防止責任者の不在時等に虐待の申し出があった場合には、虐待防止責任者に代わって申し出を受けることができる。

- 4 前項により虐待の申し出を受けた職員は、その内容を「虐待通報受付書」(様式2)に記録し、遅滞なく虐待防止責任者にその内容を連絡する。

(虐待通報の報告・確認)

第9条 虐待防止責任者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止委員長に報告する。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、必要な対応を行う。

(虐待解決に向けた話し合い)

第10条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。但し、虐待通報者が同意する場合には解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。

- 3 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書」(様式3)により、記録する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第11条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者に対して「改善結果(状況)報告書」(様式4)により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。

- 3 虐待防止責任者は、施設内による調整を得てなお虐待通報者が満足する解決が困難な場合には、愛知県社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」を紹介する等の必要な対応を行う。

愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話：052-212-5515

(改善結果の公表)

第12条 利用者への信頼性の向上及び支援の質の向上を図るため、個人情報に関する事項を除き、改善の対応状況・結果について事業所内に掲示するとともに、事業報告書や機関誌等の実績を掲載し、公表する。

(虐待防止委員会の設置)

第13条 虐待防止責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、最低でも年1回または虐待発生の都度、開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、代表取締役とする。委員は常勤職員・非常勤職員とする。
- 4 委員長は、委員会において必要のある場合は、前条に定める委員の他に関係職員を加えることができる。
- 5 委員会は議事録を整備する。
- 6 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(委員会の業務)

第14条 虐待防止委員会は、次の業務を行う。

- ① 虐待防止のための計画づくり
 - ・虐待防止に係る研修の開催
 - ・虐待防止チェックリスト等の実施
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
 - ・「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
 - ・上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討
 - ・虐待やその疑いが生じた場合、事実検証の上、再発防止策を検討、実行する。
- ④ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(守秘義務)

第15条 虐待防止委員長、虐待防止責任者、その他虐待解決事務に係るものは、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

附則

この規定は、令和5年4月1日より施行する。